

公告

公募型プロポーザルの実施について

公募型プロポーザルを実施するので、次のとおりその要領を公告する。

令和 3 年 4 月 26 日

倉吉市長 石田 耕太郎

1 公告の趣旨

この公告は、倉吉市周遊滞在型観光地モビリティ向上計画策定業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を選定するにあたり、最適かつ優秀な提案を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

倉吉市周遊滞在型観光地モビリティ向上計画策定業務

(2) 業務の委託期間

令和 3 年 7 月 1 日（木）から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

(3) 業務の内容

倉吉市周遊滞在型観光地モビリティ向上計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 業務の上限提案額

8,723,000 円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者（法人に限る。）とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 「土木関係建設コンサルタント業務」をその登録区分として、令和 3・4 年度倉吉市測量等業務入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 公告日において JIS Q 9001 : 2015（品質マネジメントシステム）の認証を取得している者であること。

- (5) 中国地方（鳥取県、島根県、広島県、岡山県、山口県）に本店又は支店を有する者であること。
- (6) 過去5年間（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）に完了した、国、地方公共団体、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又はこれらと同等と認められる機関の発注による次の同種又は類似の業務を元請けとして受託した実績を有する者であること。

- ア 同種業務 地域の交通システムの導入に関する業務
- イ 類似業務 上記以外の地域公共交通計画の策定に関する業務

4 事務手続きの期限

本プロポーザルに係る事務手続きの期限は、次のとおりとする。

期限	事務手続き
令和3年5月10日（月）	本プロポーザルに関する質問書の提出
令和3年5月13日（木）	本プロポーザルの質問に対する回答
令和3年5月18日（火）	参加申込書等の提出
令和3年5月21日（金）	本プロポーザルに係る参加承認の通知
令和3年5月26日（水）	企画提案書の提出
令和3年5月31日（月）	第1次審査結果の通知
令和3年6月10日（木）	第2次審査の実施
令和3年6月16日（水）	第2次審査結果の通知（最優秀案の決定）

5 本プロポーザルに関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある者（以下「質問者」という。）は、次のとおり質問書を提出すること。

- ア 提出書類 公募型プロポーザルに関する質問書（様式1）
- イ 提出期限 令和3年5月10日（月）午後5時00分
- ウ 提出場所 後記14の担当部署（以下「担当部署」という。）
- エ 提出方法 電子メールによる。

(2) 質問に対する回答

提出のあった質問に対しては、令和3年5月13日（木）までに質問者に電子メールで回答するとともに、倉吉市の公式ホームページで公表する。

6 参加申込み

(1) 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- ア 提出書類（各1部）
 - (ア) 公募型プロポーザル参加申込書（様式2）
 - (イ) JIS Q 9001：2015（品質マネジメントシステム）の認証取得を証明する書類の写し
 - (ウ) 会社概要等のパンフレット

- イ 提出期限 令和3年5月18日（火）午後5時00分
- ウ 提出場所 担当部署
- エ 提出方法 郵送（配達証明書付書留郵便によるものに限る。この場合において、封筒の表面に「倉吉市周遊滞在型観光地モビリティ向上計画策定業務応募書類在中」と朱書きすること。）による。

(2) 参加の承認

本プロポーザルの参加を承認する場合には、令和3年5月21日（金）までに担当部署から本プロポーザルの参加申込みを行った者に電子メールでその旨を通知する。

7 企画提案

(1) 企画提案書の提出

本プロポーザルの参加を承認された者（以下「参加者」という。）は、次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類（原本1部・副本6部）

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式3）

(イ) 企画提案説明書（様式4-1、様式4-2及び様式4-3）

次の3項目に関し、企画提案を行うこと。なお、企画提案説明書には、企画提案の内容を簡潔かつ明瞭に記載すること。

区分	項目	概要
企画提案①	周遊滞在型観光地としての現状と課題について	周遊滞在型観光地としての現状と課題を分析し、その要旨等を提案する。
企画提案②	モビリティ向上による周遊滞在型観光地の課題解決の方向性等について	企画提案①を踏まえ、周遊滞在型観光地づくりの推進に向け、モビリティ向上による目指すべき方向性や具体策、効果等を提案する。
企画提案③	計画策定にあたっての創意工夫等について	観光客のニーズ等を的確に捉えた持続性や実現性の高い計画、観光地に暮らす地域住民や事業者の理解度の高い計画を策定するための創意工夫や留意点を提案する。

(ウ) 業務経歴書（様式5）

前記3(6)の受託した業務の実績を最大5件まで記載すること。

なお、併せてそれらの業務実績の内容を確認できる書類（契約書、検査合格通知書、TECRISの登録確認書の写し等）を添付すること。

(エ) 業務の実施体制調書（様式6）

本業務の実施体制を具体的に提示すること。

なお、本調書に記載した管理技術者、照査技術者及び担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の健康保険被保険者証の写し、管理技術者及び照査技術者が保有する資格を証する書類の写し、管理技術者等の直近の業務実績（前記3(6)の受託した業務に関するものに限る。）を証する書類の写しを添付すること。

(オ) 業務工程表（様式7）

仕様書及び企画提案説明書の内容を踏まえた実施可能な業務工程を提示すること。

(カ) 提案見積書（様式8）

金額は、消費税等を含む価格を記載すること。

なお、業務工程表に示した業務工程ごとの見積額の内訳及び積算根拠を示した積算内訳書（任意様式）を添付すること。

イ 提出期限 令和3年5月26日（水）午後5時00分（なお、6の参加申込書等の提出があった場合でも、提出期限までに企画提案書の提出がない場合には、本プロポーザルを辞退したものとみなす。）

ウ 提出場所 担当部署

エ 提出方法 企画提案書の原本（1部）と副本（6部）をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる。）し、提出場所に郵送（配達証明書付書留郵便によるものに限る。この場合において、封筒の表面に「倉吉市周遊滞在型観光地モビリティ向上計画策定業務応募書類在中」と朱書きすること。）すること。

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

ア 本プロポーザルでは、倉吉市が設置する倉吉市周遊滞在型観光地モビリティ向上計画策定業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書による第1次審査及び企画提案説明書に係るプレゼンテーションによる第2次審査を行う。

イ 第1次審査

(ア) 第1次審査は、審査基準に基づき、選定委員会が参加者から提出のあった企画提案書を審査し、その合計得点の上位3社を第2次審査に参加する者（以下「第2次参加者」という。）として選定する。

なお、参加者が3社以内の場合には、原則、第1次審査を省略し、全ての参加者を第2次参加者として選定する。ただし、この場合における第2次審査は、審査基準の第1次審査配点を用いて審査する。

(イ) 第1次審査の結果は、令和3年5月31日（月）までに全ての参加者に書面で通知する。なお、第2次参加者に対しては、第2次審査の実施日時を併せて通知する。

ウ 第2次審査

(ア) 第2次審査は、審査基準に基づき、選定委員会が第2次参加者の企画提案説明書に係るプレゼンテーションを審査し、最優秀案を選定する。

(イ) 第2次審査の実施日は、令和3年6月10日（木）とし、実施時間は別途通知する。

(ウ) 1社当たりのプレゼンテーションの時間は60分間（45分間は第2次参加者の提案時間、残り15分間は質疑応答を予定している。）とし、その順番は、第2次参加者のうち、企画提案書の受付の早い順に第2次参加者の意向を確認して決定する。

(エ) プレゼンテーションは、第2次参加者の任意の方法で行うことができる。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、第2次審査をリモート形式で行う場合がある。

(オ) プレゼンテーションの終了後、令和3年6月14日（月）までにプレゼンテーションの

内容に関する質問をする場合がある。

(カ) 第2次審査の結果は、令和3年6月16日(水)までに全ての第2次参加者に書面で通知する。

(2) 審査基準 本プロポーザルの審査基準は、次のとおりとする。

審査項目		審査基準	審査配点	
大区分	小区分		第1次	第2次
企画提案 に対する 評価	企画提案①	業務の目的、条件、内容等を十分に理解し、周遊滞在型観光地としての現状と課題を的確に把握しているか。	15点	20点
	企画提案②	地域の社会資源や特性等を踏まえ、モビリティ向上による周遊滞在型観光地の課題解決の方向性や具体策を将来を見据えて提示しているか。	20点	30点
	企画提案③	計画策定を行うための地域との合意形成や周遊滞在型観光地づくりに資する機運の醸成等を図るための創意工夫等が含まれているか。	15点	25点
	業務の実施体制	業務の規模等に応じた実施体制が十分に整っているか。	10点	10点
	業務スケジュール	業務の実施手順、業務量等を正確に把握し、適切な業務工程となっているか。	10点	15点
企業等の 経験及び 能力に対 する評価	企業の経験	同種又は類似の業務を元請けとして受託した業務実績が十分にあるか。	5点	—
	管理技術者等の経験	管理技術者及び照査技術者が同種又は類似の業務に携わった実績を有しているか。	5点	—
	管理技術者等の能力	管理技術者及び照査技術者が本業務に関係する資格を有しているか。	10点	—
提案見積金額に対する 評価	評価点 = 10点 × {1 - (提案見積金額/上限提案額)}	10点	—	
計			100点	100点

(3) その他

ア 審査内容は非公開とし、審査結果に関する異議申立ては受付けない。

イ 企画提案書を提出した者が1者の場合は、選定委員会を開催し、公募型プロポーザル方式に係る手続きを中止することがある。

9 最優秀案等の選定及び契約締結の交渉

(1) 第2次審査の結果により、その合計得点の高い順に順位を決定し、最も高い得点を得た第1位の企画提案を最優秀案として選定する。

(2) 第1位となる企画提案が複数ある場合には、提案見積書の金額が最も低い企画提案を最

優秀案として選定する。

- (3) 最優秀案を提案した者（以下「受託候補者」という。）と随意契約による契約の締結に向けた交渉を行う。なお、交渉が不調となった場合には、その者を除いたより上位の企画提案から順に、その提案を行った者と交渉を行う。

10 契約手続き

契約にあたっては、仕様書に受託候補者の企画提案書の記載事項（選定委員会が評価した事項に限る。）を反映したものを基本とするが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、提案見積金額を超えない範囲で、仕様書の項目を追加、変更若しくは削除又は契約金額の調整等を行うことがある。

11 接触の禁止

参加申込者は、受託候補者が選定されるまでの間、担当部署及びその上位の職にある職員に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。また、選定委員会に属する職員に対し、本プロポーザルに関する接触を求めてはならない。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記3の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提案見積書の金額が前記2(4)の業務の上限提案額を超えている場合
- (3) 前記7の提出期間、提出場所、提出方法等に適合しない企画提案を行った場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期間を過ぎた後の提出書類の差替え、修正又は変更は、これを認めない。
- (3) 倉吉市と契約を締結する受託候補者は、提出書類の業務工程表に記載する内容に基づき、本業務を実施するものとし、倉吉市の承諾なく業務工程を変更することはできない。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類の著作権は、参加申込者に帰属する。ただし、倉吉市が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、参加申込者の承諾を得た上で、提出書類を無償で使用する。
- (6) 管理技術者等は、本公告の日において受託候補者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。また、倉吉市と契約を締結することとなった受託候補者は、管理技術者等を配置するものとし、当該管理技術者等の交代は、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めない。
- (7) 本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、当該契約書には、再委託の禁止に関する定めを設ける。
- (8) 契約書の作成に要する費用は、受託候補者の負担とする。
- (9) 本業務の委託料の支払は、全額完了払を予定している（前金払又は概算払は、行わない。）。
- (10) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治

法施行令、倉吉市財務規則（平成 12 年倉吉市規則第 30 号）等の関係法令等の定めるところによる。

14 担当部署（書類提出先・問い合わせ先）

倉吉市生活産業部商工観光課観光係（担当：鳥飼）

[所在地] 〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町 2 丁目 253 番地 1 第 2 庁舎

[直通電話] 0858-22-8158

[ファクシミリ] 0858-22-8136

[電子メール] tourism@city.kurayoshi.lg.jp